

5 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程

第1章 総則

(目的)

第1条 武蔵野美術大学（以下「本学」という。）は、造形学部通信教育課程を設置し、教育基本法
の精神に則り、学校教育法第84条の規定により通信の方法によつて、造形に関する学術の中心として、
広く知識を授けるとともに、深く専門の技能、理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、個性豊か
な教養の高い人材を育成し、もつて文化の創造発展、社会の福祉に貢献することを目的とする。

(学科)

第2条 通信教育課程は次の学科により構成する。

油絵学科

芸術文化学科

デザイン情報学科

(修業年限及び在学年数)

第3条 通信教育課程の修業年限は、4年とする。

2 学生は10年を超えて在学することはできない。

3 2年次に編入学した者の在学年数は3年以上とし、8年を超えて在学することはできない。

4 3年次に編入学した者の在学年数は2年以上とし、6年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第4条 通信教育課程の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
油絵学科	200人	30人	50人	990人
芸術文化学科	60人	10人	20人	310人
デザイン情報学科	150人	30人	30人	750人

第2章 通信教育課程の組織

(教員組織)

第5条 通信教育課程の授業には、原則として、本学の教員が当たる。

(造形学部教授会)

第6条 造形学部教授会は、通信教育課程に関して学長が教育研究上の重要な事項について決定を行う
に当たり、審議するものとする。

(通信教育課程教務委員会)

第7条 通信教育課程に関する重要事項の審議を行うために、通信教育課程教務委員会を置く。

2 通信教育課程教務委員会については、この規程に定めるもののほか、別に定める。

(課程長)

第8条 通信教育課程に課程長を置き、課程長は通信教育課程の運営を統轄する。

(事務組織)

第9条 通信教育課程に事務組織を置き、通信教育に関する事務を取り扱う。

第3章 授業科目及び履修方法

(教育課程)

第10条 通信教育課程の授業科目は、文化総合科目、造形総合科目、学科別専門科目、教職に関する科
目及び博物館に関する科目とし、その授業科目の名称及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 (削除)

(履修方法)

第11条 別表1に定める授業科目の履修方法及び単位は、次のとおりとする。

(1) 文化総合科目については、40単位を修得するものとする。

- (2) 造形総合科目については、24単位を修得するものとする。
- (3) 学科別専門科目については、30単位を修得するものとする。
- (4) 前の各号を満たした上で、文化総合科目、造形総合科目、学科別専門科目（他学科の学科別専門科目を含む。）、教職に関する科目及び博物館に関する科目の中から30単位以上を修得するものとする。

(履修登録)

第12条 履修する授業科目は、年度ごとに登録しなければならない。

- 2 履修登録する授業科目の単位数の合計は、1年度当たり40単位を超えてはならない。
- 3 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前項の規定にかかわらず、教職に関する科目を履修登録することができる。
- 4 学芸員の資格を取得しようとする者は、第2項の規定にかかわらず、博物館に関する科目を履修登録することができる。

第13条 (削除)

(他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等)

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、造形学部教授会の議を経て、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 第1項に規定するほか、学長が教育上有益と認めるときは、造形学部教授会の議を経て、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、造形学部教授会の議を経て、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項に規定するほか、学長が教育上有益と認めるときは、造形学部教授会の議を経て、学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、本学における授業科目により修得した単位とみなすことのできる単位数は、2年次に編入学をした者については46単位を超えず、3年次に編入学をした者については62単位を超えないものとする。

(教員免許状等)

第16条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 通信教育課程において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学科	免許状の種類(免許教科)
油絵学科	中学校教諭1種免許状(美術)
芸術文化学科	高等学校教諭1種免許状(美術・工藝)

- 3 教職に関する科目を履修するためには、文化総合科目を12単位以上修得し、2年次以降に別に定める手続を経なければならない。
- 4 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に規定する博物館に関する科目の単位を履修しなければならない。
- 5 博物館に関する科目を履修するためには、別に定める手続を経なければならない。

第4章 授業及び学修指導

(授業)

第17条 授業は、通信授業、メディア授業及び面接授業により行う。

(通信授業)

第 18 条 通信授業とは、教科書及び学習指導書等の印刷教材その他これに準ずる教材を用いて、質疑応答、学修報告の提出、添削指導及びその他適宜の方法によって行う授業をいう。

(メディア授業)

第 19 条 メディア授業とは、インターネット等のメディアを利用し、講義の動画配信、質疑応答、学修報告の提出、添削指導及び試験等を行う授業をいう。

2 メディア授業の期間及び実施細目については、その都度、公示する。

(面接授業)

第 20 条 面接授業とは、本学の施設又は本学の指定する場所において行う講義、演習、実験、実習及び実技による授業をいう。

2 面接授業の期間、場所及び実施細目については、その都度、公示する。

(印刷教材)

第 21 条 通信授業の印刷教材は、1 単位当たり、教科書及び学習指導書を合わせて A5 判 100 頁相当とする。

(教材の配付)

第 22 条 印刷教材等は、教育課程に従って配付する。

2 補助教材として、月刊誌等を配付する。

(質疑応答)

第 23 条 授業に関する質疑応答は、別に定める書式により、郵便等又はインターネットを通じて行うものとする。

(学修報告)

第 24 条 通信授業については、学生は授業科目の課題について学修報告を提出し、添削指導を受けなければならない。

(送料及びインターネット利用料金)

第 25 条 質疑応答並びに学修報告の提出及び返送に要する送料は、学生の負担とする。

2 学生が自宅等からインターネットを利用するための料金は、学生の負担とする。

(面接授業及びメディア授業の時間数)

第 26 条 面接授業及びメディア授業は 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義を中心とする授業については、15 時間に相当する授業時間をもって 1 単位とする。

(2) 演習を中心とする授業については、15 時間から 30 時間に相当する授業時間をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技を中心とする授業については、30 時間から 45 時間に相当する授業時間をもって 1 単位とする。

(面接授業の単位数)

第 27 条 学生は面接授業又はメディア授業に出席して 30 単位以上の授業科目を修得しなければならない。

第 5 章 試験

(試験)

第 28 条 試験は科目試験及び卒業試験とする。

2 試験は、本学の施設又は本学の指定する場所において行う。

3 試験の日時及び場所については、その都度、公示する。

4 面接授業及びメディア授業の科目試験は、講評その他の方法を用いることができる。

(成績評価)

第 29 条 成績評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

2 試験に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与える。

(受験資格)

第 30 条 科目試験を受けることができる者は、通信授業においては、第 24 条に規定する学修報告を提出して所定の成績を修め、所定の手続きを行い、受験資格を認められた者でなければならない。

2 面接授業及びメディア授業の科目試験の受験資格については、出席及び平常の成績その他の基準を別に定めるものとする。

(再試験)

第 31 条 通信授業の科目試験に合格しなかった者は、願い出により再度試験を受けることができる。

第6章 卒業

(卒業制作及び卒業試験)

第32条 卒業制作を提出しようとする者は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 4年次であること
- (2) 第11条に規定する卒業に必要な単位のうち、総計108単位以上修得していること
- (3) 所定の期日までに卒業についての申請を行うこと

2 卒業制作を提出した者については、卒業制作の講評をもって卒業試験とする。

(卒業の認定)

第33条 学長は、次の各号のすべてを満たす学生につき、授業科目の試験並びに学修報告の成績及び平常の成績を審査し、造形学部教授会の議を経て、教育課程の修了の認定を行う。

- (1) 4年以上在学すること
- (2) 第11条及び第27条に規定する卒業に必要な単位を修得していること
- (3) 卒業試験に合格していること

2 前項第1号中の「4年以上」は、2年次編入学又は3年次編入学をした学生については、それぞれ「3年以上」又は「2年以上」と読み替えることとする。

(学位の授与)

第34条 学長は、通信教育課程を卒業した者に、学士(造形)の学位を授与する。

第7章 入学、編入学、休学、復学、転学、退学、再入学、転科、転籍及び転部

(入学の時期)

第35条 入学の時期は、4月1日とする。

2 入学手続を1月15日から4月30日までの間に終えた者は、4月1日に入学したものとす。

(入学資格)

第36条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号の学校教育に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第37条 入学を志願する者は、願書、履歴書、前条各号の一に該当することの証明書、その他別に定める書類に、別に定める選考料を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学の許可)

第38条 学長は、前条に定める書類による選考の上、造形学部教授会の議を経て、入学を許可する。

(入学の手続及び入学許可の取消し)

第39条 入学を許可された者は、別に示す期日までに、第41条に定める保証人と連署の誓約書、住民票その他別に定める書類に、第61条に定める入学金、授業料及びその他の学費を添えて、提出しなければならない。

2 前項に定める入学の手続をしない者に対しては、学長は、入学の許可を取り消すことができる。

(学籍)

第40条 前条第1項に定める入学の手続をした者は、本学の学籍を有する。

2 前項の定めるところにより本学の学籍を有する学生は、この規程その他別に定めるところに基づき、学生の身分に伴う権利を有し、義務を負うものとする。

(保証人)

第41条 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負うものとする。
- 3 学生は、保証人が死亡し若しくはその他の事由でその責務を尽くすことができない場合又は学長が保証人として不適当と認めた場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。この場合、

当該保証人は、前の保証人が死亡し若しくはその責務を尽くすことができなくなったとき又は保証人として不適当と認められたときにさかのぼって、第2項に定める責任を負うものとする。

4 保証人が姓名を改め又は住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

(2年次編入学資格)

第42条 通信教育課程の2年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 大学において1年以上在籍し、30単位以上を修得した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること。その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (7) 外国において学校教育における13年以上の課程を修了した者
- (8) 学校教育法施行規則附則第7条の規定により、大学の2年次に編入学させることができる者

(3年次編入学資格)

第43条 通信教育課程の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 大学において2年以上在籍し、62単位以上を修得した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること。その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (7) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 学校教育法施行規則附則第7条の規定により、大学の3年次に編入学させることができる者

(編入学志願の手続)

第44条 2年次編入学又は3年次編入学を志願する者は、願書、履歴書、第42条又は第43条の各号の一に該当することの証明書、その他別に定める書類に、別に定める選考料を添えて、学長に願い出なければならない。

(編入学の許可)

第45条 学長は、前条に定める書類による選考の上、造形学部教授会の議を経て、編入学を許可する。

(規定の準用)

第46条 第35条（入学の時期）、第39条（入学の手続及び入学許可の取消し）、第40条（学籍）及び

第41条（保証人）の規定は、編入学を許可された者について準用する。

(休学)

第47条 疾病その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、理由を記した保証人と連署の休学願により、学長に許可を得て休学することができる。

2 前項の休学の理由が病気である場合には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により、就学させることが適当でないと認めたときは、第1項に定める願い出を待たず、造形学部教授会の議を経て、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

第48条 休学の期間は、半年又は1年とする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、前条の手続を経て引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学の期間として算入しない。

(復学)

第49条 休学した者は、休学の理由が消滅したときは、保証人と連署の復学願により、学長に許可を得て復学することができる。

2 休学の理由が病気であった場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(転学及び退学)

第50条 通信教育課程の学生で他の大学に転学し、又は通信教育課程を退学しようとする者は、理由を明記し、保証人と連署の上、学長に願出しなければならない。

- 2 学長は、前項に定める者につき、その理由を審査し、造形学部教授会の議を経て、転学又は退学を許可する。
- 3 次の各号の一に該当する者については、学長は、第1項に定める退学の願出を待たず、造形学部教授会の議を経て、退学させることができる。
 - (1) 在学年数が10年を超える者、ただし、2年次編入学した者については8年、3年次編入学した者については6年を超える者
 - (2) 第48条第1項に定める休学の期間が過ぎた後、復学について願出しない者
 - (3) 指定された期限までに学費を完納しない者
 - (4) 死亡した者又は2年以上行方分からない者

(再入学)

第51条 退学者が、理由を記した保証人と連署の再入学願を提出したときは、学長は、その理由を審査し、造形学部教授会の議を経て再入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位の取扱い並びに在学すべき年数については、造形学部教授会の議を経て学長が決定する。

(転科)

第52条 通信教育課程の学生で通信教育課程の他の学科に転科を希望する者は、学長に願出しなければならない。

- 2 学長は、前項に定める者につき、その理由、学力及びその他必要な事項を審査し、造形学部教授会の議を経て、転科を許可することができる。

(転籍)

第52条の2 造形学部通信教育課程から造形学部通学課程へ、又は造形学部通学課程から造形学部通信教育課程へ転籍を志願する者は、学長に願出しなければならない。

- 2 学長は、前項に定める者につき、その理由、学力及びその他必要な事項を審査し、造形学部教授会の議を経て、転籍を許可することができる。
- 3 転籍については、本条に定めるもののほか、別に定める。

(転部)

第52条の3 造形学部通信教育課程から造形構想学部へ、又は造形構想学部から造形学部通信教育課程へ転部を志願する者は、学長に願出なければならない。

- 2 学長は、前項に定める者につき、その理由、学力及びその他必要な事項を審査し、造形学部教授会及び造形構想学部教授会の議を経て、転部を許可することができる。
- 3 転部については、本条に定めるもののほか、別に定める。

第8章 科目等履修生、特修生及び教職生

(科目等履修生)

第53条 通信教育課程の学生以外の者で、通信教育課程の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修しようとする者は、別に定める考査料を添えて、学長に願出で許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項に定める者につき、履修の理由、学歴、経歴及びその他必要な事項を審査し、本学の教授研究に支障のない場合に限り、造形学部教授会の議を経て履修を許可する。
- 3 前項の規定により履修の許可を受けた者を、科目等履修生という。

(特修生)

第54条 科目等履修生のうち、第36条に定める入学資格を有しない者で、通信教育課程への入学を目的として授業科目の履修を行う者を、特修生という。

(教職生)

第55条 科目等履修生のうち、教育職員免許法による免許状を有し、授業科目の一部を履修することによって教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則により第16条に定める教育職員免許状の授与を受けるために必要な単位を修得しようとする者を、教職生という。

(科目等履修生の履修期間)

第56条 科目等履修生の履修期間は1年とする。ただし、願出により履修を更新することができる。

- 2 科目等履修生の履修の開始時期は、4月1日とする。

(単位の授与)

第57条 科目等履修生の履修した授業科目の単位の認定については、第28条から第31条までの規定を準用する。

(科目等履修生の編入学)

第 58 条 第 36 条に定める入学資格を有する者が本学の科目等履修生として 1 年以上にわたって履修し、次の各号のすべてを満たしたときは、第 42 条に定める 2 年次編入学資格を有する者とみなすことができる。

(1) 文化総合科目及び造形総合科目をそれぞれ 10 単位以上修得し、合わせて 30 単位以上修得していること

(2) 別に定める授業科目を修得していること

2 第 36 条に定める入学資格を有する者が本学の科目等履修生として 2 年以上にわたって履修し、次の各号のすべてを満たしたときは、第 43 条に定める 3 年次編入学資格を有する者とみなすことができる。

(1) 文化総合科目及び造形総合科目をそれぞれ 20 単位以上修得し、合わせて 62 単位以上修得していること

(2) 別に定める学科ごとに指定する授業科目を修得していること

(特修生の入学手続)

第 59 条 特修生が、文化総合科目から 16 単位以上を修得して、第 37 条に定める書類を添えて通信教育課程への入学を願い出た場合、学長は、造形学部教授会の議を経て、第 36 条第 8 号に該当する者として入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学した者の特修生として修得した授業科目の単位は、入学後に履修した授業科目の単位とみなす。

(準用規定)

第 60 条 科目等履修生について、この章に定めのない事項については、第 6 章（卒業）を除いて、本規程の各章の規定を準用する。

第 9 章 学費等

(授業料等)

第 61 条 入学金、編入学金及び授業料の学費の額は、次のとおりとする。

(1) 入学金又は編入学金 30,000 円

(2) 授業料年額 330,000 円

2 休学中の授業料は免除する。ただし、休学期間が半年の場合は 10,000 円、1 年の場合は 20,000 円の休学料を納めなければならない。

(授業料の分納)

第 62 条 授業料は、年度の初めまでに全額納入しなければならない。ただし、事情により分納を許可することがある。

2 分納は 2 期に分けて、次のとおり納入するものとする。

1 期（入学時） 165,000 円

2 期（9 月 30 日まで） 165,000 円

(科目等履修生の学費)

第 63 条 教職生を除く科目等履修生の登録料及び受講料の学費の額は、次のとおりとする。

(1) 登録料 年額 45,000 円

(2) 受講料 イ 講義科目（1 単位につき） 13,000 円

ロ 講義科目以外の授業科目（1 単位につき） 20,000 円

2 前項の学費は、登録時に全額を納めなければならない。

3 面接授業を受ける場合は、第 67 条に定める面接受講料等を納めなければならない。

4 メディア授業を受ける場合は、第 67 条の 2 に定めるメディア授業受講料等を納めなければならない。

(教職生の学費)

第 64 条 教職生の登録料及び受講料の学費の額は、次のとおりとする。

(1) 登録料 年額 45,000 円

(2) 教育職員免許法第 6 条第 2 項別表第 3 及び別表第 8 による場合の受講料

イ 講義科目（1 単位につき） 9,000 円

ロ 講義科目以外の授業科目（1 単位につき） 13,000 円

(3) 教育職員免許法第 6 条第 3 項別表第 4 による場合の受講料 320,000 円

2 前項の学費は、登録時に全額を納めなければならない。

3 面接授業を受ける場合は、第 67 条に定める面接受講料等を納めなければならない。

4 メディア授業を受ける場合は、第 67 条の 2 に定めるメディア授業受講料等を納めなければならない。

(教職課程履修費等)

第 65 条 教職課程履修費は、次のとおりとする。

(1) 教育職員免許法第 5 条第 1 項別表第 1 による場合 114,000 円

(2) 教育職員免許法第 6 条第 2 項別表第 3 及び別表第 8 による場合 57,000 円

- (3) 教育職員免許法第6条第3項別表第4による場合 57,000円
- 2 教育実習費及び介護等体験費は別に定める。
(学芸員課程履修費等)

第66条 学芸員課程履修費は、69,000円とする。ただし、通信教育課程芸術文化学科の学生は、納めなくてよい。

- 2 博物館実習費は別に定める。
(面接受講料)

第67条 面接授業を受ける者は、次の面接受講料を納めなければならない。

- (1) 本学の校地において受講する場合
- | | |
|-----------------------|---------|
| イ 講義科目(1単位につき) | 8,000円 |
| ロ 講義科目以外の授業科目(1単位につき) | 13,000円 |
- (2) 本学の校地以外において受講する場合
- | | |
|-----------------------|---------|
| イ 講義科目(1単位につき) | 10,000円 |
| ロ 講義科目以外の授業科目(1単位につき) | 16,000円 |

- 2 面接授業における教材費は、別に定める。
(メディア授業受講料)

第67条の2 メディア授業を受ける者は、次のメディア授業受講料を納めなければならない。

- イ 講義科目(1単位につき) 10,000円
- ロ 講義科目以外の授業科目(1単位につき) 16,000円

- 2 メディア授業における教材費は、別に定める。
(転科料)

第68条 転科料は、10,000円とする。

(手数料)

第69条 証明書の交付等については、所定の事務手数料を納めなければならない。

(納付済み学費の取扱い)

第70条 納入された学費等は、いかなる場合にも返還しない。

第10章 奨学金

(奨学金)

第71条 通信教育課程に奨学金の制度を設ける。

- 2 奨学金の制度については、別に定める。

第11章 学生証

(学生証及び身分証明書)

第72条 学生に対しては学生証を、科目等履修生に対しては身分証明書を、それぞれ交付する。

(学生証等の携帯)

第73条 学生及び科目等履修生は常に学生証又は身分証明書を携帯し、本学の教職員から求められたときは、いつでも学生証又は身分証明書を提示しなければならない。

第12章 賞罰

(表彰)

第74条 性行が善良で、学修研究に優れた業績のある学生その他特に本学に貢献のあった学生に対しては、学長が表彰する。

(懲戒処分)

第75条 学長は、本学学則、本規程及び本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して、造形学部教授会の議を経て懲戒に付することができる。

- 2 懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に行う。
- (1) 性行が不良で改善の見込みのない者
- (2) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者
- 4 懲戒処分については、本条に定めるもののほか、別に定める。

第13章 学則の準用

(学則の準用)

第76条 この規程に定めのない事項については、本学学則の規定を準用する。

附則(略)

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

- 第16条第2項は、平成30年4月以降の入学学生、平成30年10月以降の2年次編入学学生及び平成31年10月以降の3年次編入学学生に適用し、平成30年3月31日現在において本学の学生である者、平成30年4月の2年次編入学学生並びに平成30年10月及び平成31年4月の3年次編入学学生については従前の規定による。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 第4条に規定する収容定員に関わらず、工芸工業デザイン学科は、平成31年4月から募集を停止し、平成31年3月31日現在当該学部学科に在学する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第4条に規定する入学定員及び収容定員に関わらず、工芸工業デザイン学科の2年次編入学定員については、従前の規定によるものとし、平成32年4月1日をもって学生募集を停止する。
- 第4条に規定する入学定員及び収容定員に関わらず、工芸工業デザイン学科の3年次編入学定員については、従前の規定によるものとし、平成33年4月1日をもって学生募集を停止する。
- 第10条別表1教育課程のうち教職に関する科目は、平成31年4月以降の入学学生、平成32年4月以降の2年次編入学学生及び平成33年4月以降の3年次編入学学生に適用し、平成31年3月31日以前に本学の学生であつて継続して学修をしている者、平成31年10月の2年次編入学学生並びに平成32年10月の3年次編入学学生については従前の規定による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月以降の入学学生、令和3年4月以降の2年次編入学学生及び令和4年4月以降の3年次編入学学生に適用する。
- 令和2年3月31日以前に本学の学生であつて継続して学修をしている者については、従前の規定による。
- 令和2年4月の2年次編入学学生、3年次編入学学生及び令和3年4月の3年次編入学学生については、第61条及び第62条を除き、従前の規定による。

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月以降の入学学生、令和3年4月以降の2年次編入学学生及び令和4年4月以降の3年次編入学学生に適用する。
- 令和2年3月31日以降に本学の学生であつて継続して学修をしている者については、従前の規定による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月以降の入学学生、令和6年4月以降の2年次編入学学生及び令和6年4月以降の3年次編入学学生に適用する。
- 令和6年3月31日以前に本学の学生であつて継続して学修をしている者については、従前の規定による。